

広報いるま「市民ひろば～サークル情報掲示板～」

掲載基準

掲載できる内容は、主に公民館等で活動しているサークル等の「会員募集」とそれらの発表会や展示会等の「催し物の開催」となります。以下の基準をよくお読みになり、すべての条件に承諾できる方のみお申し込みください。

1. 記事の内容は、生涯学習活動を行うサークルやグループ（サークル等）が、広く入間市民を対象に会員募集や発表会等の催しをお知らせするものであること
2. サークル等は、3人以上（家族以外）の市内在住者で構成され、問い合わせ先が市内にあること
3. 活動・開催場所が、原則として入間市内にある公的な場所であること（施設の規模・設備などにより止むを得ない場合は除く）
4. 会費や活動時間などが、おおむね定められていること
5. 申込時に6カ月以上の活動実績があること（サークル等の新規立ち上げのための募集は不可）
6. 会員名簿や活動状況（予算書、計画書等）に関する書類等の提出について、市から請求があった場合に、それに応じられること
7. 次のことに同意すること
 - ・ 広報紙に掲載された記事は、市公式ホームページにも掲載すること
 - ・ 同一のサークル等の掲載は、「会員募集」と「催し物の開催」の合計で年度内2回までとすること
 - ・ 掲載号、掲載または不掲載については、広報広聴課に一任となること
 - ・ 掲載に当たり、表現方法・表記方法等は広報広聴課に一任となること
 - ・ 原則として、市から掲載または不掲載についての連絡はしないこと
8. 次の「掲載できないもの」に該当しないこと

■ 掲載できないもの ■

- ① 営利（間接的なものを含む）を目的としたもの
☆次のようなケースは営利目的の一例とします。
 - ・ 会費や入場料等が、公民館活動その他と比べて高額と判断されるもの
 - ・ 謝礼や参加費を得る立場の人（代理を含む）からの申し込みのもの
 - ・ 将来、営利につながる可能性のある教室や講座等
 - ② 政治的、宗教的な団体からの申し込み。また、これらに関連したり連想させたりするもの
 - ③ 個人的な活動・宣伝等に当たるもの
 - ④ ほかに広報手段があるもの
☆地域情報誌やホームページ（簡易なものを除く）等
 - ⑤ 提出書類等と実際の活動内容が異なるもの
 - ⑥ 掲載意図や内容が不明確なもの
 - ⑦ 広報紙編集会議において、掲載記事として適当ではないと判断したもの
9. この基準は平成22年4月1日から適用する。

申し込み方法

掲載申込書（広報広聴課、市公式ホームページに用意。「会員募集」と「催し物の開催」で用紙が異なります）に必要事項を記入し、直接、または郵送、ファクス、Eメールにより市役所広報広聴課（〒358・8511入間市役所）[FAX 2964・1013](mailto:ir100200@city.iruma.lg.jp)、ir100200@city.iruma.lg.jp

掲載基準等は市公式ホームページ（<http://www.city.iruma.saitama.jp/>）からもご覧いただけます。

《会員募集》

申込順に掲載していきますので、あらかじめ掲載号を指定することはできません。なお、年度中に掲載されなかった分の申し込みは、無効となります。

1回目が掲載される前に、次の掲載を申し込むことはできません。

《催し物の開催》

主催するサークル等は、普段の活動場所等についても掲載基準に合致している必要があります。

掲載を希望する号の発行日3カ月前～1カ月前に申し込んでください。掲載は受け付け順です。なお、編集スペースの都合により、条件を満たしていても不掲載となることがあります。

問い合わせ 市役所広報広聴課 TEL 2964・1111（内線3123～3125）